情 宣 部 小野間・高橋・野谷・中野

神教組事務職員部ニュース

県域6級·5級定数

厳しい状況が続く



事務職員賃金改善にむけ、県域6級・5級定数の 確保・拡大が極めて重要なとりくみとなっていま す。

全庁的な人件費削減・ポスト管理がすすめられる中、事務職員の年齢構成の変化もあり、2017年度は前年度に引き続き、特に5級定数が大幅な定数減となりました。

神教組は、教育予算総論交渉・各論交渉において、 6級・5級定数の復元・拡大を最重点課題として要求しましたが、県教委は「全庁的なバランスも考慮する必要があり、引き続き検討課題としたい」との回答にとどまりました。

神教組は、6級・5級の役割と定数の必要性が明確になるよう、県教委と継続して協議を行ってきました。また、事務職員の研修の在り方等を含め神教組全体の課題としてとりくんできました。

しかし、県教委は、2017年度の発令にあたり、 6級・5級定数の大幅削減を提起しました。その理由として、①義務制諸学校の事務職員は、6級の昇格率(5級の人数に対する6級発令数の割合)が行政職に比べて高いこと、②6級・5級の役割が明確でなく、「事務組織」の責任者の役割については全県でのとりくみとなっていないこと、③神奈川県は6級・5級の人数の割合が全国平均より高いこ と、等をあげました。

これに対し神教組は、①事務職員の役割について、「チーム学校」の中教審答申が出されたことや、学校教育法等が国会で改正されようとしていること、②6級・5級の役割は県教委が明示すべきであり、一方的な処遇切り下げにつながる定数削減は納得できない、③級構成が異なる他県との比較ではなく、全県的に共同実施が進展する中で、6級・5級定数は今以上の一定数が必要になってくる等、主張しました。また、「事務組織」等による学校事務機能の強化、相互研鑽、若年層等への支援体制等の状況を説明し、責任者・リーダーとしての役割を担う職が必要であるとして、6級・5級の定数確保を要求しました。

しかし、県教委は、6級については高い昇格率の 是正が求められているとし、削減姿勢を示しまし たが、神教組の主張を一定受け入れ、2017年度 の定数は、2名減となりました。

一方、5級については、昇格有資格者が極めて少ない年齢構成から、神教組は発令年齢の引き下げを求めてきました。昨年、県教委は発令にあたっての年齢の考え方を変更し、概ね45歳以上の有資格者を選考の対象とすることとしましたが、極少の有資格者数から大幅な削減となりました。

2016年4月1日の発令数については、次のとおりとなりました。

地	区	横須賀	湘三	県 央	中	県 西	合 計	増 減
6	級	1	3	3	2	1	1 0	-2
5	級	0	1	1	1	1	4	-10

(県域の2017年度の定数は、6級36人、5級78人(再任用を含まず))

年齢や経験年数のみを基準とした発令では、 今後も定数の削減が続くことが必至の状況となっており、神教組は県教委との継続した協議を 求め、6級・5級の役割や発令のあり方等について、引き続き話し合っていくこととなりました。

全国的にも、事務職員の級水準の切り下げや、 上位級への昇任の制限などが行われている状況 があります。また、改正地方公務員法の施行に より、能力・実績主義の人事管理の強化、級別 基準職務表の制定、級別人員の公表などがすす められ、上位級への昇任がさらに厳しくなるこ とが考えられます。

引き続き、学校経営への参画、若年層への支援などの実践をすすめるとともに、事務組織の整備・拡大をさらに推しすすめる必要があります。また、「事務長」設置についても検討をすすめ、職務の確立・職務権限付与等を早期に実現し、6級・5級定数の維持・拡大にとりくんでいくことが重要です。



事務職員加配は前年度+1人増

事務職員の定数加配は、第7次教職員定数改善計画に基づく「きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のための事務部門の強化対応を行う学校への加配」として、引き続き行われています。

2016年度は、県内20市町で「事務組織(共同実施)」などのとりくみが行われました。

神教組は、県教委に対し、「事務組織」のとり くみが学校運営の改善にむけて成果を上げており、 新たに始める地域が増えていることを考慮し、加 配措置が効果的に活用されるように求めてきまし た。また、文科省予算(案)で学校事務機能の強 化として50人の事務職員定数の改善が盛り込ま れていることをふまえ、2017年度にむけては 前年度を上回る加配を要求してきましたが、県教 委は、昨年度1人増としたことから本年度も同数 としましたが、政令市の横浜市で1人増となり、 合計40人となりました。 神教組は、加配により期待される効果について、 県教委から市町村教委へ十分に説明するよう求め てきました。また、「事務組織」等の推進にあた り、県教委の考え方を「指針」「要綱」等によっ て示すことを求めてきました。加配のあり方につ いては、引き続き、県教委と協議していきます。

事務職員の定数改善については、文科省は、2 017年度予算概算要求において、標準定数法の 改正による基礎定数化を要求しましたが、財務省 の厳しい姿勢により、改善数は大幅に縮小され、 法改正は見送られました。加配については、市町 村からの申請と文科省および県教委・政令市教委 による審査を経て措置されるため、厳しい財政状 況の中で、定数の維持が困難となることも考えら れます。

しかし、学校教育法で「事務をつかさどる」と されたことや地教行法で「共同学校事務室」が位 置づけられたことなど、事務職員の定数改善にむ。へ付け替えがありました。 けた動きもあります。

今後も、国段階では、国庫負担率の1/2復元、 標準定数法改正による定数改善、学校教育法改正 による事務職員の職務内容の明確化等のとりくみ をすすめる必要があります。また、県段階では、 加配措置を有効に機能させ、「事務組織」等の推 進、学校経営への参画など、学校事務機能の強化 をさらにすすめることが重要です。

今年度の加配定数の各市町への配置は、右表の とおりとなりました。なお、湯河原町から箱根町

横浜市	1 6	伊勢原市	3
川崎市	7	大磯町	1
横須賀市	1	二宮町	1
藤沢市	1	小田原市	2
綾瀬市	1	南足柄市	1
平塚市	2	箱根町	1
秦野市	3	合 計	40

(数字は配置人数(学校数))

事務組織のとりくみさらに広がる!!

神教組は、全県的な事務組織の整備を方針に掲 げ、とりくんでいます。

2016年度は、鎌倉市、寒川町、南足柄市、愛 川町で「学校事務連携」のとりくみが始まり、いず れも実施要綱等に基づき市町内の公立小中学校全校

をグループ化して実施されています。2017年度 についてもいくつかの市町で開始が予定されていま す。

学校事務機能の強化により、学校運営の改善、 学校教育の向上につながることが期待されます。



なたにや議員の活動がわかります!



旅費予算 厳しい状況変わらず~2017年度県予算

旅費予算については、学校現場は慢性的な不 足状況となっています。

神教組は、教育予算総論交渉・各論交渉をは じめ様々な機会において、予算の確保・増額、 配当基準の見直し等を要求してきました。特に、 学校における旅費の支出は児童生徒の引率業務 に関わるものが大部分を占めており、旅費の削 減は教育活動に直接影響があること、学校での 節減は限界を超え、実費弁償が難しくなってい る実態があることを訴え、知事部局とは同列に 扱わないよう強く求めてきました。その結果、 2017年度の旅費予算については、小学校、 中学校は前年度と同額となりました。

今後、各地区段階での配当が行われますが、 引き続き、早期の配当、地域の事情を考慮した 配当基準、執行残を極力減らすための工夫等、 適切な措置を要求していくことが重要です。

- 時間外勤務手当は現行水準を確保 ——

全庁的に人件費抑制・時間外勤務の縮減等が すすめられていることから、時間外勤務手当の 財源確保は厳しい状況にあります。

神教組は、学校運営にかかわる事務職員の重要性が増していること、業務量増加により時間外勤務をせざるを得ない実態があることから、

時間外勤務手当の現行水準を確保することを強く要求してきました。

その結果、2017年度についても、これまでの配当時間数を確保することができました。

今後とも、時間外勤務手当の財源、配当水準 確保にむけとりくみを強化する必要があります。

第58次 全国学校事務研究集会

2017年 7月29日(土)~30日(日)に 茨城県**水戸市**にて開催予定です。 (全体交流会 7月28日(金))



神教組ホームページ http://www.ktu.or.jp/

事務職員部ニュース・部報等も掲載しています。「組合員専用ページ」の「専門部ニュース」への入り方(パスワード)は、神教組または各地区の役員にお尋ねください。